

令和5（2023）年9月1日更新

介護福祉士養成に関する情報公開

（1）設置者に関する情報

①設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先

神奈川県（〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通り1）

②法人代表者の氏名

花田 忠雄（教育長）

③介護福祉士養成施設以外の実施事業

公立の福祉系高等学校のため省略

④財務諸表

公立の福祉系高等学校のため省略

（2）介護福祉士養成施設に関する情報

①介護福祉士養成施設の名称

神奈川県立津久井高等学校全日制課程福祉科

②介護福祉士養成施設の代表者の氏名

熊坂 和也（校長）

③介護福祉士養成施設の開設年月日

平成21（2010）年4月1日

④学則

神奈川県立津久井高等学校学則

第1章 総 則

（名称）第1条 この学校の名称を、神奈川県立津久井高等学校（以下「津久井高校」という。）と定める。

（目的）第2条 津久井高校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

（位置）第3条 津久井高校の位置は、神奈川県相模原市緑区三ヶ木272番地の1とする。

(課程及び学科)

第4条 津久井高校の課程及び学科は、全日制の課程普通科、同課程福祉科及び定時制の課程普通科とする。

(定員) 第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

(修業年限)

第6条 修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年又は4年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、全日制の課程にあつては6年、定時制の課程にあつては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 学年、学期、休業日等

(学年) 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期) 第8条 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日) 第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第3号に該当するものを除く。
次号において同じ。)
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長があらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第9条第1項に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業) 第10条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合、その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を、又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(臨時休業) 第11条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程) 第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等) 第13条 津久井高校において使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することができる。

第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与) 第14条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第15条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留置) 第16条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、休学、退学等

(入学資格) 第17条 津久井高校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格) 第18条 第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願) 第19条 津久井高校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜) 第20条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続) 第21条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

(転学) 第22条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、転入学を許可することができる。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍) 第24条 校長は、全日制の課程及び定時制の課程相互の間の転籍を志望する生徒があるときは、修得した単位に応じて、相当学年に転籍させることがある。

(休学及び退学) 第25条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうち休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学) 第 26 条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席) 第 27 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止) 第 28 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引) 第 29 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更) 第 30 条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名もしくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第 6 章 賞罰

(表彰) 第 31 条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒) 第 32 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 7 章 授業料等

(授業料等) 第 33 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和

33 年神奈川県条例第 3 号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第 8 章 職員組織

(職員組織)

第 34 条 津久井高校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。附 則 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。附 則 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。附 則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日においてこの学校に在学する生徒の在校年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号の定める日までの間は、改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に全日制の課程に入学した生徒 平成 26 年 3 月 31 日
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に全日制の課程に入学した生徒 平成 27 年 3 月 31 日
 - (3) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成 27 年 3 月 31 日
 - (4) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成 28 年 3 月 31 日
 - (5) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に定時制の課程に入学した生徒 平成 29 年 3 月 31 日
 - (6) 第 1 号及び第 2 号に掲げる期間以外の期間に全日制の課程に入学した生徒 平成 25 年 3 月 31 日
 - (7) 第 3 号から第 5 号までに掲げる期間以外の期間に定時制の課程に入学した生徒 平成 26 年 3 月 31 日

附 則この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。附 則この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。附 則この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。附 則この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県立津久井高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

(養成課程及び履修方法)

- 第 1 条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。
- 2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。
- 3 前項の科目と単位数は以下の通りとする。

領域	科目	単位数	時間
----	----	-----	----

(入 学時 期) 第 生	人 間 と 社 会	社会福祉基礎	4	1 4 0
		現代社会（公共）	2	7 0
		家庭基礎	2	7 0
		小計	8	2 8 0
	介 護	介護福祉基礎	5	1 7 5
		コミュニケーション技術	2	7 0
		生活支援技術	1 0	3 5 0
		介護過程	4	1 4 0
		介護総合演習	3	1 0 5
		介護実習	1 3	4 5 5
		小計	3 7	1 2 9 5
	こ こ ろ と か ら だ の し く み	こころとからだの理解	8	2 8 0
		小計	8	2 8 0
合計	5 3	1 8 5 5		

期)

2条
徒を

入学させる時期は、原則的に学年の始めとする。

(成績考査)

第3条 試験の種類は中間試験、期末試験、追試験および再試験とする。

- 2 各種の試験を、災害・交通事故・病気・怪我・その他学校が認める事由等により受験できなかった者は、審査のうえ、当該科目の追試験の受験を認める。
- 3 各種の試験において、担当教員が必要と認めた者は、審査のうえ、当該科目の再試験を受験することができる。

第4条 試験の方法は筆記試験、実技試験、レポート試験ならびにその他の方法によるものとする。
試験の方法は担当教員が定める。

(福祉専門科目の修了等の認定)

第5条 各科目における出席時間数が第1条第3項に定める時間数の2/3（「介護実習」のみ4/5）に満たない者については履修を認めない。

(実習費)

第6条 実習費は実費とする。

附 則この規程は、平成25年4月1日から施行する。

⑤介護福祉士養成施設の研修施設、図書室（蔵書数を含む）等の設備の概要

教室等の名称	面積	共用先	教室等の名称	面積	共用先
普通教室A	71.0 m ²	なし	入浴実習室	71.0 m ²	なし
普通教室B	71.0 m ²	なし	看護実習室	76.8 m ²	なし
普通教室C	71.0 m ²	なし	調理実習室	115.2 m ²	学内共用
講師控室	38.4 m ²	なし	被服実習室	115.2 m ²	学内共用
介護実習室	100.4 m ²	なし	図書室	184.3 m ²	学内共用
介護実習室（和室）	14.8 m ²	なし	事務室	106.6 m ²	学内共用

※図書室蔵書数：約 22,000 冊 土地面積：35619,5 m² 建物延面積：11706,4 m²

(3) 養成課程に関する情報

①養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）

校内規定による

②定員

募集定員 39名

③入所までの流れ（募集、申込、資料請求先）

募集・申込 ⇒ 神奈川県教育委員会

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4020/index.html>

資料請求先 ⇒ 神奈川県立津久井高等学校

〒252-0159 神奈川県相模原市緑区三ヶ木272番地の1
電話：042-784-1053 / FAX：042-784-7960

④費用

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料	2,200円				2,200円
入学金	5,650円				5,650円
授業料	118,800円	118,800円	118,800円		356,400円
実習費	0	0	0		0
施設維持費	0	0	0		0
その他諸費	161,990円	45,254円	50,580円		257,824円
合計	288,640円	164,054円	169,380円		622,074円

⑤科目ごとのシラバス

⑥教員数、科目ごとの担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）

	氏名	担当科目	資格・免許
必置教員	林 睦	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許社 会福祉士介護福祉士 精神保健福祉士
	依田 春佳	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許社 会福祉士介護福祉士

	古宮 雄大	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション 技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許
	小田川 紘子	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション 技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許社 会福祉士
	上村 圭	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション 技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許
	佐藤 智樹	社会福祉基礎介護福祉 基礎コミュニケーション 技術生活支援技術介 護過程介護総合演習介 護実習こころとからだ の理解	「福祉」教員免許
	吉村 美枝	生活支援技術 (医療的ケア)	看護師免許
その他の教員		公共	「公民」教員免許
	高濱 あゆみ	家庭基礎	「家庭」教員免許

⑦使用する教材

- 『コミュニケーション技術』（実教出版）
- 『生活支援技術Ⅰ』（実教出版）
- 『介護過程』（実教出版）
- 『こころとからだの理解』（実教出版）
- 『介護福祉基礎』（実教出版）
- 『社会福祉基礎』（実教出版）

⑧介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

⑨介護実習の内容及び特徴

(4) 実績に関する情報

①卒業生の述べ人数

396名 ②卒業生の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【令和4(2022年度)卒業生26名】

就職先		卒業生数
①居宅サービス事業所等（共生型事業所、基準該当事業所を含む。）		2
②介護保険施設		11
③障害福祉サービス事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む。）		0
④障害者支援施設		0
⑤保護施設		0
⑥児童福祉施設		0
⑦社会福祉協議会		0
⑧①～⑦以外の福祉関係		0
⑨公務員	国	0
	都道府県	0
	市（区）町村	0
⑩医療機関		1
⑪他産業		1
⑫進学		11
⑬未就労		0
合計		26

